

1. 経営理念と経営方針及び経営管理体制

1. 経営理念と経営方針

経営理念

J A広島市は、農業と生活設計におけるアドバイスとサポートという事業を通じ、地域の暮らしに確かさと彩りをつくります。

経営方針

【農業】

地域農業の持続的発展と農業を通じた環境保全に取り組みます。

- 自立的、持続性のある地域農業の振興に向け、多彩な自然条件を有する特性ある立地条件、環境を存分に生かした特色ある農業の産地づくりに取り組みます。
- 生産者と消費者、農村と都市をひとつにつなぎ、地産地消を柱とした農業振興を図ります。
- 安全・安心な農畜産物の提供による健全な食文化の形成に努めます。
- 農が持つ多面的機能を通じて水・緑など豊かな自然環境を次世代に継承します。

【事業活動】

心豊かで健康な暮らしと活力ある地域社会づくりに貢献します。

- 地域に開かれたJ Aとして、人や地域との関わり合いを大切にし、みなさまの“声”を広く事業に反映させるとともに、参加と共感による「人の輪」を広げる活動を推進します。
- 地域密着を基本に、生活シーンに対応したサービスの提供と健康・福祉・文化活動などJ Aらしい総合事業の特性を生かした多面的な事業の展開により、豊かで安心して暮らせる明るい社会づくりや地域の環境、文化、健康、福祉に貢献し、みなさまから心強い存在として頼りにしていただけるJ Aを目指します。

【財務及び組織体質】

経営基盤の一層の強化と健全性の向上に取り組みます。

- みなさまからの信頼と期待に応えるため、ガバナンス（企業統治）の強化に向け、業務執行体制やリスク管理態勢、コンプライアンス態勢をさらに充実、強化します。
- 運営にあたっては、合理的、効率的な運営と収益構造の改善によりスリムで強靱な財務基盤を構築し、経営の健全性を高めるとともに、情報開示などを進め経営の透明性を高めます。
- 環境の変化に柔軟に対応するだけでなく、変化を予測し積極的に新しいものを取り入れる活力に富んだ組織を目指します。

当J Aは、「農業と生活設計におけるアドバイスとサポートという事業を通じ、地域の暮らしに確かさと彩りをつくります。」という経営理念を基に、農業・事業活動・財務及び組織体質について経営方針を定めています。

また、平成27年度に開催されたJ A全国大会、J A広島県大会の決議を受け、平成28年度から「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を3つの基本目標とし「第7次中期経営計画」「第5次営農振興計画」を策定し取り組んできました。

こうした中、今年度からは、「第7次中期経営計画」「第5次営農振興計画」の課題を明確にし、地域農業の振興と地域社会の活性化に向けて「組合員の負担に応える『総合事業』の更なる展開」～地域の暮らしに確かさと彩りを～をテーマに、向こう3年間重点的に取り組む事項を「第8次中期経営計画」「第6次営農振興計画」として取りまとめ取り組むとともに引き続き3つの基本目標を推し進めてまいります。

「地域農業の活性化による農業生産の拡大と農業所得の増大」に向けては、「第6次営農振興計画」に基づき、管内農畜産物の生産拡大、農家組合員の所得増大の実現とともに、社会や経済情勢のさまざまな変化に柔軟に対応できる足腰の強い農業の確立を目指します。また、施策の取り組みにあたっては、生産者との話し合いを行い、声に応える活動が実践できるように進めます。

「組合員・地域との結びつき強化」に向けては、組合員や地域のみなさま方から支持され、必要不可欠な存在であり続けるため、『組合員の声を聴き・声に応える徹底した話し合い実践運動』を一層深化させ、組合員の意思とJ A広島市の取り組み意識を隔たりなきものにし、支店を拠点にその地域に適したJ Aならではの「組織活動」や「ふれあい活動」を積極的に行い、地域のリーダーを目指します。

『「総合事業」の更なる展開と「持続可能な経営基盤」の確立・強化』に向けては、環境変化（マイナス金利の長期化、農協改革等）に対応した経営基盤を確立・強化するため、J Aの「強み」である「総合事業」を更に展開し、この3年間を「経営基盤確立・強化」の集中実施期間として、成長化戦略、効率化戦略の両面から「経営改革」を実践します。

経営基盤の強化に向けては、経営方針及び自己改革の実現の大前提となる強い財務基盤の構築に向けて、組織態勢・営業推進態勢の整備により目標利益の確保を目指し、農業振興にかかる積立金の他、将来発生する可能性のあるリスクに備えた内部留保の積み増し及び自己資本の増強に取り組めます。

2. 経営執行体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会において選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行うに当たり、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。